

質問第二二五号

防災庁の設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野素子

参議院議長 関口昌一 殿

防災庁の設置に関する質問主意書

一 国が今後設置する防災庁は、個々の災害対応の結果をその後の防災・減災にフィードバックするために、「激甚災害」対応に関する業務とその経費も所管すべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

二 自然災害が多発する日本において国民の命と財産を守るために、あらゆる技術・知見を徹底的に活用すべきである。新設される防災庁は、防災・災害対応のため、公的機関、大学等研究機関、企業等の技術・知見をどのように糾合・活用するか示されたい。また、防災分野の専門人材の長期的な育成・確保のため、防災庁の下に専門の研究機関を設置すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。